

新潟市人権教育・啓発計画(改訂案)意見等の概要と市の考え方

資料 2

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

No.	該当項目	箇所	意見等	市の考え方	修正
1	第1章 策定にあたって 2 新潟市の現状と課題 (1) これまでの取組 3 策定の趣旨と位置づけ 第3章 人権を尊重する新潟市に向けて 1 人権教育・啓発の推進 (3) 学校における人権教育の推進 第4章 分野別人権施策の推進 2 子ども 4 障がい者	P4(9行目 ~) P13(下から 7行目~) P19~20 P25~27 P29~31	障がい者が特別視されない社会にするには子どもの頃からの教育が必要である。教科書では全国規模で難しいが、新潟県・新潟市独自の副教材で小学生から学ばせる必要がある。病気や障がいの正しい知識、放課後デイサービスなどの児童福祉サービスから作業所の支援サービスまで。高齢者もより細かく教育していく必要がある。	本計画は、人権教育・啓発推進にあたっての指針とするものです。それぞれの分野における施策は、本計画との整合性を図りながら、新潟市障がい者計画や新潟市教育ビジョンなど個別計画等で実施していきます。	なし
2	第5章 総合的かつ効果的な推進計画に向けて 3 計画の評価と見直し	P42~43	計画の評価に際しては、各部署において目標を設定し、その進捗状況を市民の意識調査や問題の発生状況などを踏まえて行うことにより、客観的な検討が行えるのではないかと。	各部署で本計画を指針として様々な事業を実施しており、それぞれの施策については、事業の目的、効果、課題を自己評価し、毎年ホームページで公開しています。計画の評価・見直しにあたっては、今後も各部署で自己評価を行うほか、定期的に関心する市民意識調査を実施すると共に、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、公募による市民等で構成する新潟市人権教育・啓発推進委員会を開催しながら進めていきます。	なし